

『一般社団法人 日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会評議員選出規則 第1章 総 則 第1条 評議員の選出は一般社団法人日本透析医学会定款に定められたことのほかは、この規則による。 第2条 評議員は、選挙によって選出される。 第3条 選挙は全国統一地区（以下「全国区」という）および次の7地区（以下「地方区」という）に分けて行う。 1. 北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） 2. 関東地区（東京都を除く）（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川） 3. 東京地区（東京都） 4. 甲信越・北陸・東海地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重） 5. 近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） 6. 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知） 7. 九州・沖縄地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄） 第2章 評議員選出委員会 （構成） 第4条 評議員選出委員は次の各項に定める委員よりなり、評議員選出委員会を構成する。 1) 理事長の指名する理事（評議員選出委員会委員長）1名 2) 全国区委員3名 3) 各地区委員各1名 2 委員の任期は日本透析医学会第17条第1項の規定を準用する。ただし、再任を妨げないが、通算10年をこえることはできない。 3 委員に欠員が生じた場合は、理事長は速やかに補充するものとする。その者の任期は前任者の残任期間とする。 （職務） 第5条 評議員選出委員会は、次に掲げる職務を行う。 1) 評議員選挙の管理 2) 評議員選挙の執行に必要な業務	日本透析医学会評議員選出規則 現行どおり

現 行	改正案
第 3 章 評議員の選出 (評議員の定数) 第 6 条 評議員定数は 220 名とする。その内 80 名は全国区、140 名は地方区より選出する。 2 地方区における評議員定数は、選挙のつど当該地区における正会員の数から比例配分により決定する。 この算定は評議員選出委員会が行い、理事会の承認を経て公示する。 (選挙の公示) 第 7 条 評議員選出委員会は、選挙が行われる前年の会誌 10 月号に選挙に関する公示を行うとともに、<u>10 月下旬に電子公告を行わなければならない。</u> (選挙権) 第 8 条 選挙権は、選挙が行われる前年の 10 月 1 日現在の正会員とする。 2 有権者の所属地区は、選挙が行われる前年の 10 月 1 日現在の勤務地とする。ただし、勤務していない者は居住地とする。 (有権者名簿) 第 9 条 評議員選出委員会は、選挙の行われる前年の 10 月 1 日現在の有権者名簿を、<u>会誌 10 月号に公示するとともに、10 月下旬に電子公告を行わなければならない。</u> 2 有権者は、有権者名簿に脱漏、誤記を認めたときは、選挙の行われる前年の 11 月 20 日までに、評議員選出委員会に異議を申し立てることができる。 3 評議員選出委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを必要な範囲において有権者に公示しなければならない。 (被選挙権) 第 10 条 被選挙人は、選挙が行われる前年の 10 月 1 日現在の正会員で、評議員選出委員会に全国区あるいは地方区の評議員として立候補し、受理された会員とする。 2 任期満了の年の 4 月 1 日までに満 65 歳に達する者は次期被選挙者になることはできない。 (立候補の届出及び辞退) 第 11 条 立候補しようとする者は、選挙の行われる前年の 11 月 20 日までに、所定の用紙で評議員選出委員会に届け出なければならない。 2 立候補しようとする者は、全国区あるいは地方区のどちらか一方を明記し、両区に立候補することはできない。また、地方区の 2 つ以上に立	現行どおり (選挙の公示) 第 7 条 評議員選出委員会は、選挙が行われる前年の <u>10 月下旬に、電子公告により選挙に関する公示を行わなければならない。</u> 現行どおり (有権者名簿) 第 9 条 評議員選出委員会は、選挙の行われる前年の 10 月 1 日現在の有権者名簿を、10 月下旬に電子公告による公示を行わなければならない。 現行どおり

現 行	改正案
候補することはできない。 3 地方区に立候補しようとする者は、当該区に勤務する者でなければならない。ただし、勤務していない者は居住地とする。 4 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる前年の12月1日までに、自署により立候補辞退届を評議員選出委員会委員長に提出しなければならない。 (候補者の公示) 第12条 評議員選出委員会は候補者の氏名を、選挙の行われる前年の会誌12月号に公示するとともに、12月下旬に電子公告を行わなければならない。 (選挙の期日) 第13条 選挙の期日は評議員任期満了の年の2月15日とする。 (投票) 第14条 有権者は、選出しようとする者の氏名を、評議員選出委員会から郵送された投票用紙に記入して、前条の定める選挙期日までに送付しなければならない。ただし、選挙期日当日の消印があるもの又はこれに準ずるものは有効とする。 2 全国区は40名以内、地方区は評議員選出委員会が定めた地方区別の定数の半数以内を記入する。ただし、端数は切り上げる。 3 投票は無記名とする。 (開票) 第15条 評議員選出委員会は選挙期日までに開票立会人若干名を指名する。ただし、開票立会人のうち、1名は法律の専門家を含まなければならない。 第16条 開票は評議員選出委員会が開票立会人のもとに、選挙終了後ただちに行わなければならない。 (投票の効力) 第17条 投票の効力は評議員選出委員会が開票立会人の意見を聞き、決定する。 第18条 以下の投票は各項に記載されたごとく処理する。 1) 所定の投票用紙以外の投票用紙に記載したものは、すべて無効とする。 2) マークシートの記載が不正確なものは無効とする。 3) 所定の連記数を超過して記載した場合は、記載事項すべてを無効とする。 4) 第13条及び第14条第1項に定めた期日を超過して送付されてきたものは無効とする。 5) 新規	現行どおり (候補者の公示) 第12条 評議員選出委員会は候補者の氏名を、選挙の行われる前年の12月下旬に電子公告による公示を行わなければならない。 (選挙の期日) 第13条 現行どおり (投票) 第14条 有権者は、選出しようとする者の氏名を、評議員選出委員会から郵送された投票用紙に記入して、前条の定める選挙期日までに<u>所定の返信用封筒</u>に封緘し送付しなければならない。ただし、選挙期日当日の消印があるもの又はこれに準ずるものは有効とする。 2 現行どおり 現行どおり 5) 所定の返信用封筒には当該有権者の投票用紙

現 行	改正案
(当選者の決定) 第19条 当選の決定は、第3条、第6条に定める全国区、地方区の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選者とする。 2 投票が同数の場合、開票立会人の立会いのもとに委員長が抽選を行い、当選者を決める。 第20条 候補者数が定数を超えない場合は、投票を行うことなく候補者を当選者とする。 ただし、欠員は補充しない。 第21条 当選者が決定した場合、評議員選出委員会はすみやかに当選者に通知し、<u>また会誌に公示するとともに、電子公告を行わなければならない。</u>また、会員専用ホームページにおいて、選挙結果情報（有権者数、投票者数、投票総数、有効投票数、白票、無効枚数及び得票率をいう。）並びに立候補者の得票数及び得票率を開示しなければならない。 (異議の申し立て) 第22条 選挙の効力に関し異議のある選挙者あるいは候補者は、選挙結果発表日より14日以内に文書で評議員選出委員会に対し異議申し立てができる。 第23条 選挙に関する不正行為の有無は評議員選出委員会において審議、決定し、理事長に報告する。 (当選者の繰上げ、補充) 第24条 選挙日より50日以内に、当選者が辞退あるいは会員の資格を失ったときは、次点の者を順次繰上げ当選者とする。 (選挙区の変更) 第25条 評議員の内、地区別評議員が所属する選挙区を変更したことによって生じた評議員数の減少は補充せず、また増加は増加のままとし、次の選挙で是正する。 第4章 補 則 第26条 本規則は、理事会および総会決議を経て変更することができる。	<u>のみ封緘することとし、他の有権者の投票用紙を含め封緘し送付してきた投票用紙及び所定の返信用封筒に封緘せず他の有権者の投票用紙とまとめて送付してきた投票用紙はすべて無効とする。</u> 現行どおり 第21条 当選者が決定した場合、評議員選出委員会はすみやかに当選者に通知し、<u>かつ電子公告により当選者の公示を行わなければならない。</u>また、会員専用ホームページにおいて、選挙結果情報（有権者数、投票者数、投票総数、有効投票数、白票、無効枚数及び得票率をいう。）並びに立候補者の得票数及び得票率を開示しなければならない。 現行どおり <u>附 則 本規則は令和7年6月26日から施行する。</u>